

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	母子保健事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤井寺市は、母子保健事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府藤井寺市長

公表日

令和4年6月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業に関する事務
②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定に基づく、母子保健指導等に関する事務 【特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の具体的な手続き】 ・保健指導に関する事務 ・新生児の訪問指導に関する事務 ・健康診査に関する事務 ・妊娠の届出に関する事務 ・母子健康手帳の交付に関する事務 ・妊産婦の訪問指導に関する事務 ・低体重児の届出に関する事務 ・未熟児の訪問指導に関する事務 ・養育医療の給付及び費用の徴収に関する事務
③システムの名称	1 健康管理システム 2 団体内統合宛名システム 3 宛名管理システム 4 養育医療システム(アクセス) 5 個人住民税システム 6 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表第一の49の項 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26、56の2、69の2、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 69の2、70の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康課、健康福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	健康課長、保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市 健康福祉部 健康課、健康福祉部 保険年金課 072-939-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号 藤井寺市 健康福祉部 健康課、健康福祉部 保険年金課 072-939-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 健康課、健康福祉部 保険年金課	こども・健康部 健康課、福祉部 保険年金課	事後	
平成28年6月30日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康課長 伊藤 博文、保険年金課長 田中 真	健康課長 伊藤博文、保険年金課長 澤田憲章	事後	
平成28年6月30日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	健康福祉部 健康課、保険年金課	こども・健康部 健康課、福祉部 保険年金課	事後	
平成28年6月30日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部 健康課、保険年金課	こども・健康部 健康課、福祉部 保険年金課	事後	
平成28年6月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成28年6月30日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	
平成29年5月15日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康課長 伊藤 博文、保険年金課長 澤田 憲章	健康課長 北裏 善一、保険年金課長 松田和人	事後	
令和1年6月24日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康課長 北裏 善一、保険年金課長 松田和人	健康課長 、保険年金課長	事後	
令和1年6月24日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月24日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月24日	IVリスク対策	《新規》	項目を追加	事後	
令和2年3月17日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26、56の2、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 70の項	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26、56の2、69の2、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 69の2、70の項	事前	
令和2年5月18日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	こども・健康部 健康課、福祉部 保険年金課	健康福祉部 健康課、健康福祉部 保険年金課	事後	
令和2年5月18日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	こども・健康部 健康課、福祉部 保険年金課	健康福祉部 健康課、健康福祉部 保険年金課	事後	
令和2年5月18日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	こども・健康部 健康課、福祉部 保険年金課	健康福祉部 健康課、健康福祉部 保険年金課	事後	
令和4年6月16日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26、56の2、69の2、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 69の2、70の項	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26、56の2、69の2、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 69の2、70の項	事後	